

丹南青少年愛護センター設置条例

平成3年3月27日条例第2号

改正 平成17年3月29日 条例第1号

改正 平成17年8月24日 条例第2号

(設置)

第1条 青少年の実態を把握し、愛護補導を行い、もって青少年の健全なる育成に寄与するため、丹南青少年愛護センター（以下「愛護センター」という。）を設置する。

(支所)

第2条 愛護センターの支所を次のとおり越前市および鯖江市に置く。

名称	所在地	管轄区域
丹南青少年愛護センター南越支所	越前市	越前市、池田町、南越前町
丹南青少年愛護センター鯖丹支所	鯖江市	鯖江市、越前町

2 支所は、愛護センターの事務を分掌し、それぞれの管轄区域を掌理する。

(分室)

第3条 愛護センターの分室を次のとおり関係市町に置く。

- (1) 丹南青少年愛護センター越前市分室
- (2) 丹南青少年愛護センター鯖江分室
- (3) 丹南青少年愛護センター池田分室
- (4) 丹南青少年愛護センター南越前分室
- (5) 丹南青少年愛護センター越前分室

2 分室は、愛護センターの事務を分掌し、それぞれの市町の愛護補導業務を担当する。

(事業)

第4条 愛護センターは、次の事業を行う。

- (1) 街頭補導
- (2) 青少年相談
- (3) 継続補導
- (4) 関係機関および団体等との連絡調整
- (5) その他青少年の健全育成および非行防止のための必要な事業

(職員)

第5条 愛護センターに所長その他必要な職員を置く。

(運営協議会)

第6条 愛護センターの運営上必要な事項を審議するため、愛護センターに丹南青少年愛護センター運営協議会を置く。

(補導委員)

第7条 第1条の目的を達成するため、愛護センターに丹南青少年愛護センター補導委員を置く。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成17年3月29日から施行する。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。